



市から自治会に対する助成金情報

自治会活動助成金	8
自治会集会所整備事業等補助金	9
自治会等自動体外式除細動器設置補助金	11
コミュニティ助成事業	13
自主防災組織整備事業資器材及び助成金	14
防犯カメラ設置事業補助金	15
再資源化事業促進奨励金	17
街路灯設置事業等補助金	18
日本赤十字社掲示板及び防災看板設置に伴う費用の助成	19

自治会活動助成金

[市民協働推進課 市民活動推進係]

地域住民相互のふれあいを促進し、地域のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

～申請時期～

4月1日から6月末日まで

～交付基準額～

4月1日現在の自治会加入世帯数に300円を乗じた額（上限なし）。

～交付の時期～

8月末までに交付予定

～提出書類～

様式は3月末に、各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 前年度事業報告書
3. 新年度事業計画書
4. 前年度収支決算報告書
5. 新年度収支予算書
6. 世帯数確認書
7. 交付請求書

自治会集会所整備事業等補助金 [市民協働推進課 市民活動推進係]

地域住民相互のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所の新築、増改築、修繕もしくは石綿除去または集会施設を設置するための建物の借用、集会所用地を確保するための土地の借用に対して補助金を交付します。

～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

～申請時期～

整備・借上げを希望する場合は、事業を実施する年度の前年9月末日までに集会所整備事業補助金事前協議書により事前協議が必要です。

整備事業については、着工前に申請してください。

借上げ事業については、当該年度の4月1日から4月末日までに申請してください。

～交付基準額・補助対象となる経費～

<整備事業>

事業の種類	交付基準額
新築事業	10分の6(限度額1,500万円) 1万円未満の端数切捨て
増改築事業	10分の5(限度額300万円) 1万円未満の端数切捨て
修繕事業	10分の5(限度額100万円) 1万円未満の端数切捨て
石綿除去事業	石綿除去等事業として算出された額の全額 ※市が自治会に譲渡した集会所が対象となります
対象となる経費(例)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本体工事費(外装・内装、キッチン・浴室・トイレ、工事施工のため直接必要な足場や養生など) 2 電灯照明工事費(照明器具の交換など) 3 給排水衛生工事費(キッチンや浴室、トイレの水回りの配管など) 4 冷暖房工事費(エアコンの設置、買い替えなど) 5 ガス工事費(給湯器、ガス配管など) 6 防火、消火工事費(防火戸、防火シャッター、消火器、スプリンクラーなど) 7 放送等弱電工事費(電話やテレビの配線など) 8 門、囲障及び簡易な整地等の工事費 9 その他工事事務費(工事施工に直接必要な事務に要する費用など) 10 石綿含有調査に要する費用、石綿の除去、囲い込み又は封じ込めに要する工事費、廃石綿の運搬又は処分に要する費用

過去に補助金の交付を受けている場合、補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して、次の年数を経過するまでの間は新たに整備事業に係る補助金の交付はできません。

- ・新築事業 20年
- ・増改築事業 10年
- ・修繕事業 5年

〈借上げ事業〉

事業の種類	交付基準額
土地の借用事業	年間賃料の10分の7(限度額20万円)
建物の借用事業	月額賃料の10分の7(限度額10万円)
対象とならない経費	土地の借用… 権利金、保証金、預り金、手数料、更新料 建物の借用… 礼金、保証金、敷金、手数料、光熱水費、共益費、管理費、更新料

～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

～提出書類～

様式は3月末に、前年度に事前協議書を提出し、採択された各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 集会所整備事業補助金実施予定書（整備・借上げ事業）
3. 集会所整備事業補助金収支予算書（整備・借上げ事業）
4. 用地確保を証する契約書類の写し（整備事業）
5. 工事請負契約書の写し（整備事業）
6. 建築確認通知書の写し及び設計図書（整備事業）
7. 賃貸借契約書の写し（借上げ事業）
8. 土地又は建物の登記簿謄本の写し（借上げ事業）

自治会等自動体外式除細動器設置補助金

[市民協働推進課 市民活動推進係]

安全・安心なまちづくりを推進するため、自動体外式除細動器（AED）を設置する自治会・マンション管理組合に対し補助金を交付します。

～対象者～

下記条件を全て満たす自治会・マンション管理組合

- ① AEDを24時間誰でも使える状態で設置をすること。
- ② 設置する場所からおおむね半径100メートル以内に同様のAEDが設置されていないこと。
- ③ 設置場所が屋外である場合は、温度管理ができ、風雨がしのげる屋外型AED収納ボックス等を使用すること。
- ④ 実績報告を行う前までに、設置する自治会に所属する方が消防署等が行う救命講習等を修了していること。
- ⑤ AEDの設置場所の所有者の許可を得ていること。
- ⑥ 設置するAEDの管理責任者を置くとともに、日常点検及び定期点検を行うこと。
- ⑦ 購入する場合にあっては動産総合保険（盗難補償があるものに限る。）に加入し、AEDを賃貸借契約により賃借する場合にあっては盗難補償を含む契約とすること。
- ⑧ AEDの設置後に、我孫子市自動体外式除細動器設置施設登録要綱第4条の規定により登録の申請をし、かつ、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例に規定するAED情報の提供に係る届出をすることにより、AEDの設置場所をホームページ等において公開できること。

～補助対象経費～

- ① AED本体購入費
- ② AEDの収納ボックスの購入費及び取付（設置を業者に依頼する場合に限る）費用
- ③ 付属品（バッテリーパック及び使い捨て除細動パッド等）及び付属品の交換費用
- ④ 保険料（AEDを購入する場合は、初期導入時に限る）
- ⑤ その他付随して必要となる備品の購入費用
- ⑥上記1から5の費用の賃貸借（リース）に係る費用

～補助額～

補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は、次のとおりです。

購入の場合	250,000円
賃貸借（リース）する場合	年額60,000円

～提出書類～

1. 補助金交付申請書
2. AEDの規格、耐用年数等が確認できるカタログ、仕様書等
3. 設置場所の位置及び場所が分かる平面図
4. 設置場所の所有者の許可を得ていることが分かる書類

申請書等の様式は市ホームページよりダウンロードください。
我孫子市ホームページで検索してください。

AED 補助金

検索



一般財団法人自治総合センターの助成事業です！

コミュニティ助成事業

[市民協働推進課 市民活動推進係]

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための助成金です。

申請を希望する場合は市民協働推進課へご相談ください。なお、この事業は自治総合センターの予算等の理由により、助成対象とならない場合もありますので予めご了承ください。

～対象者～

自治会・町内会等、地域で活動する団体です。

～申請時期～

事業を実施する年度の前年の9月中旬まで

※市を通じて申請できる団体数は原則1団体です。複数の団体から申請があった場合は、翌年以降の申請となる場合があります。

～交付基準額及び補助対象経費～

① 一般コミュニティ助成事業

- ・コミュニティ活動に直接必要な備品等の設備（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対し、100～250万円助成する。

② コミュニティセンター助成事業

- ・コミュニティ活動推進のために必要な自治会集会所等の新設又は修繕等に対して、対象総事業費の5分の3以内、1,500万円を限度に助成する。

※基準額、補助対象については変更になる場合があります。

～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

～提出書類～

1. 事前協議書
2. 会則
3. 活動状況の説明資料（総会資料など）
4. 収支予算書
5. 見積書
6. 決算書（事業に係る前年度決算）
7. 事業概要の説明書（事業の内容、写真など）
8. その他（事業内容により提出書類が異なります。）

自主防災組織整備事業資器材及び助成金

[市民安全課 危機管理係]

災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るための助成金です。

～対象者～

一定の地域の住民によって構成され、当該地域の防災活動を行うことを目的に自主的に組織された団体です。自主防災組織については、P23を参照ください。

※申請には、事前に自主防災組織設立届の提出が必要です。

～申請時期（対象含む）～

- ① 資器材交付事業 自主防災組織設立時
- ② 資器材再交付事業 設立から 25 年経過し、かつ直近3箇年連続して防災訓練を実施した自主防災組織（年度ごと）
- ③ 活動助成事業 防火防災訓練を実施する日の 14 日前まで
- ④ 借地助成事業 毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで（年度の中途に申請する場合を除く）

～交付基準額及び補助対象経費～

- ① 資器材に要する経費は 50 万円を限度とする。但し 1 組織 1 回限り。（新規設立の場合）
- ② 資器材に要する経費は 30 万円を限度とする。（再交付の場合）
【計算方法】10 万円＋（400 円×世帯数）
- ③ 防火防災訓練に要する経費が対象。組織の加入世帯に応じそれぞれ次に掲げる額とし、25,000 円を限度として助成。
 - （1）50 世帯以下 10,000 円
 - （2）51 世帯以上 10,000 円＋（世帯数－50 世帯）×100 円
- ④ 資器材保管倉庫用地借上げ経費に対する助成。賃貸借した土地の年間賃料とし、次の算式により求めた額とする。ただし、19,440 円以内とする。
算式：300 円×借地面積（坪）×12 ヶ月×0.9

～提出書類～

- ① 自主防災組織整備資器材交付申請書
- ② 補助金等交付申請書、防火防災訓練実施届出書、自主防助成金収支予算書（任意の書式可）、訓練案内紙（回覧版、自治会報などでお知らせしているもの）
- ③ 補助金等交付申請書、借地契約書の写し

防犯カメラ設置事業補助金

[市民安全課 防犯・空家対策係]

地域の防犯活動の一環として、街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、設置費用の一部を補助する制度です。

～対象者～

市内の町会・自治会、商店会、事業所、私立保育園・幼稚園、自主防犯活動団体等です。

～申請時期～

1. 防犯カメラの設置を予定している団体は、事業実施（設置）年度の前年8月までに市との協議をお願いします。
※年度につき1団体2台を想定しています。
2. 事業実施年度には設置場所を確定し、申請の準備を6月末までに完了してください。設置開始は9月以降になります。

～交付基準額及び補助対象経費～

(1) 補助の交付対象となる防犯カメラ

- 撮影区域の2分の1以上の面積が公道(不特定多数の車両や人が通行する場所)であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと
- 団体内で防犯カメラの設置について合意を得ること
- 防犯カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること
- 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を得ること
- 防犯カメラを設置している旨や設置団体名を表示版により表示すること
※駐車場やごみ集積所等の管理や監視、その他防犯以外の目的(いたずら防止・捨て猫対策等)としたものは補助対象外になります。
※設置場所については、あらかじめ我孫子警察署にご相談ください。

(2) 補助対象となる防犯カメラの設置経費

- 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用
- 防犯カメラの設置表示板の設置に係る購入費用
- 防犯カメラの設置工事及び専用柱の設置工事に係る費用
※設置から5年間は適切な管理をしていただきます。カメラは水やほこり、録画装置は熱に弱いことから設置するうえで対策を考慮してください

<補助対象外の設置費用（主なもの）>

- モニター設置費用
- リース契約やレンタル、機器の維持管理費（電気料金、保守管理費等）
- 防犯カメラの設置場所に関する既存設備の撤去費
- 移設に要する費用
- 土地の造成費
- 土地または建物の使用もしくは取得または補償に要する費用
- 東京電力等の事前調査費用・共架料
- 予備の記録媒体の購入費など

(3) 補助金の額

補助金の額は、「補助の交付対象となる防犯カメラ設置経費（補助対象外設置経費を除く）」の2分の1以内とし、限度額は1台につき20万円です。

※設置後に維持管理費（電気料金、保守管理費）等、ランニングコストがかかります。カメラや録画装置にも寿命があるため、更新についても検討しておくことが大切です。

～交付の時期～

交付確定通知書が到着後、請求してから1か月半から2か月程度

～提出書類～

1. 我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書
2. 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
3. 撮影範囲を記した平面図
4. 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
5. 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
6. その他市長が必要があると認める書類

再資源化事業促進奨励金

[生活衛生課 生活環境係]

自治会等が自ら設置したごみ集積所において、定められた方法で資源の再資源化を図ることを目的とする奨励金です。

自治会等の皆様におかれましては、身の回りでできる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進にご協力をお願いします。

～対象者～

自らごみ集積所を設置している自治会・町内会等です。資源回収登録団体に申し込む必要があります。市に用具の保管と出し入れを依頼している団体は除きます。

～申請時期～

随時申請受付

～提出書類～

1. 資源回収登録団体申込書

～登録内容の変更～

代表者や振込口座名義など変更がある場合は速やかに変更の届出をしてください。

街路灯設置事業等補助金

[道路課 管理係]

地域における夜間の交通安全の確保を図ることを目的とした補助金です。

～対象者～

街路灯を設置又は維持管理する自治会・町内会等です。なお、街路灯を市へ移管した自治会や、道路以外（駐車場や路地状部分等）の私有地を照らしている街路灯は、街路灯設置事業補助金の対象外となります。

～申請時期～

- これまでに助成を受けており、補助対象である街路灯を保有する自治会は、6月上旬に道路課から送付される補助金交付申請書に必要事項を記入し、7月上旬までに提出してください。

～交付基準額及び補助対象経費～

①付替え・新設…LEDのみ対象

（既存ポールを利用される場合は電柱共架に相当します。）

- LED10VA まで ※
電柱共架 上限 14,800 円／ポール新設 上限 21,000 円
 - LED20VA 以上 ※
電柱共架 上限 22,500 円／ポール新設 上限 28,700 円
- ※付替え灯具の明るさは工事店にご相談ください。

②維持管理

- 電気料…・LED 全額（但し、前年度実績）／ ・LED 以外 2,220 円
- 修繕費…・LED 以外 600 円

～申請時の提出書類～

1. 補助金交付申請書
2. 東京電力から送付される電気料金集約分内訳表の写し（5月分）
3. 東京電力の領収書の写し（5月分）
4. 街路灯の場所を示した位置図
5. LED新設・付替の際は、見積書の写し
（すでに設置済の場合は、請求書・領収書の写し、工事前後の写真）
6. LED新設の際は、新規設置に関わる電気料金申請書

～交付の時期～

- 12月交付予定

日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成

[社会福祉課 社会福祉係]

町内会・自治会が掲示板又は防災看板を設置する際に、その費用を助成するものです。

～対象者～

日本赤十字社に活動資金（社資）を納入した町内会・自治会です。

- ① 1町内会・自治会につき、掲示板又は防災看板どちらか1基の申請に限る。
- ② 前年度に助成を受けていない町内会・自治会であること。
- ③ 掲示板又は防災看板に「日本赤十字社我孫子地区」と表示すること。

～申請時期～

7月1日から1月31日まで

～交付基準額及び補助対象経費～

- ① 日本赤十字社掲示板設置費用は8万円を上限とする。
- ② 防災看板設置費用は6万円を上限とする。

～申請～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金交付申請書（様式第1号）
※4月に町内会・自治会に送付します。
- ② 見積書の写し

～決定通知～（順次担当課から送付します。）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金決定通知書（様式第2号）
- ② 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）

～完了報告（看板設置後20日以内）～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）
※領収書写し、掲示板又は防災看板完成写真を添付してください。

～確定通知～（担当課から送付します。）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金確定通知（様式第4号）
- ② 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金請求書（様式第5号）

～請求書～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金請求書（様式第5号）

～支払い振り込み～

- ① 請求書提出後1か月程度